

徳島県告示第百六十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七
第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成二十九年三月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指 定 区 域	埋 立 地 の 区 分
阿南市長生町大平六七番一及び六九番から一一〇番まで並びに白ヶ鼻一〇番一、三〇番一、三一番及び三一番二並びに向沢一番から四番まで、二一番、二三番、二四番一、二四番二、二五番一及び二六番から二八番まで	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第百三十三号）第十二条の二第一号